

【債権執行申立書添付書類等一覧表】

	必要提出書類	備考	取得場所
<input type="checkbox"/>	債権差押命令申立書 (1)申立書冒頭(2)当事者目録(3)請求 債権目録(4)差押債権目録)	(1)から(4)までの順番でホッチキスで 留め、各ページの上部に捨印を押し てください。	
<input type="checkbox"/>	当事者目録, 請求債権目録, 差押債権目録	上記とは別に各目録のコピーを1部 添付してください。 (捨印は押さないでください)	
<input type="checkbox"/>	執行力ある債務名義の正本	執行文を付与された(不要なものも あり)債務名義(判決・調停調書・支 払督促・公正証書等)のことです。	債務名義を 取得したと ころ
<input type="checkbox"/>	債務名義の送達証明書	債務者が債務名義を受け取ったとい う証明書のことです。	債務名義を 取得したと ころ
<input type="checkbox"/>	代表者事項証明書(商業登記簿謄本) ※3か月以内に発行されたもの	当事者の中に法人がいる場合に当 該法人につき必要です。	法務局
<input type="checkbox"/>	住民票 ※3か月以内に発行されたもの	個人である当事者の現住所が債務 名義上と異なる場合に必要です。	住所地の市 町村役場
<input type="checkbox"/>	戸籍事項証明書 ※3か月以内に発行されたもの	個人である当事者の現在の氏名 が、債務名義上の表示と異なる場合 に必要です。	本籍地の市 町村役場
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>			
【納付費用】			
<input type="checkbox"/>	収入印紙(申立手数料)	4,000円	郵便局
<input type="checkbox"/>	郵便切手 (注意) 債務者や第三債務者への郵便が不送 達になった場合や事件の取下げをす る場合には追加納付していただくこと があります。	3,025円 (内訳) ・ 500円…5枚 ・20円…2枚 ・ 100円…1枚 ・10円…1枚 ・ 94円…2枚 ・ 5円…3枚 ・ 84円…2枚 ・ 2円…2枚 ◎陳述催告費用(519円)を含みます。	郵便局

※収入印紙・郵便切手の額は債務名義1通、当事者各1名の場合に限られます。
債務名義又は当事者が複数の場合には、当係にお尋ねください。

鳥取地方裁判所民事部執行係

電話(0857)22-2171

鳥取地方裁判所米子支部執行係

電話(0859)22-2209